

職員の退職管理の状況

地方公務員法の「退職管理制度」により、本町では「遠軽町職員の退職管理に関する規則」を制定し、退職した職員の退職管理を行っています。

退職管理制度では、営利企業等に再就職した本町退職者が、現役の職員に対して、本町と再就職先との間の契約や処分に係る事務に関して、離職前5年間、又は一定の職に就いていた間の職務に関するものについて、要求や依頼（働きかけ）を行うことを禁止しています。この働きかけは、不正な行為を求めるものでなくとも禁止されます。